

健生食輸発0605第2号
令和6年6月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産カレーリーフのフェントエート及びプロフェノホス並びに韓国産養殖ひらめのベンジルペニシリン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年6月4日付け健生食輸発0604第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産カレーリーフのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産カレーリーフのフェントエートについてモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)に追加するとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第3に下記を追加する。

また、インド産カレーリーフのプロフェノホスについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除する。

さらに、韓国産養殖ひらめのベンジルペニシリンについて、韓国政府から検出事例に係る原因究明及び改善措置の報告がなされたことから、当該違反を生じた輸出者(JEJU SUHYUP TRADING CO., LTD.)に対する輸入の都度の自主検査を解除し、モニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年6月5日	インド	カレーリーフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	フェントエート	AMBIKA GLOBAL FOODS & BEVERAGES PRIVATE LTD.